

① 平成25年度遠山地区避難所建築及び環境整備工事

- 起 工 課 / 震災復興推進課 ● 起 工 番 号 / 七復第13-615号
- 予 算 科 目 / ● 最 終 工 期 / 平成26年8月29日
- 事 業 場 所 / 七ヶ浜町遠山三丁目 地内
- 条件付一般競争入札 ・ 郵送併用式指名競争入札 ・ 随意契約

1		6		
2		7		
3		8		
4		9		
5		10		
指名基準		評価項目		対象業者数
条件付一般競争入札 設定条件		1.宮城県内に本店又は支店・営業所(受任機関)を有すること 2.平成25・26年度七ヶ浜町競争入札参加資格審査において、建設工事の資格中「建築工事一式」の承認を受けた者。 3.あらかじめ提出している総合評定値通知書の建築工事一式に係る総合評定値(P)が500点以上1,200点未満であること。 4.七ヶ浜町より指名停止を受けていないこと。 5.地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 6.会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者であること。 7.民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者であること。 8.七ヶ浜町暴力団等排除措置要綱(平成20年七ヶ浜町告示第63号)別表の措置要件のいずれかに該当するものでないこと。 9.過去に同種工事を請負った実績があること。		

② 平成25年度菖蒲田漁港海岸災害復旧工事

- 起 工 課 / 建設課
- 起 工 番 号 / 七建第13-429号
- 予 算 科 目 / 11.2.1.15
- 最 終 工 期 / 平成26年3月28日
- 事 業 場 所 / 七ヶ浜町菖蒲田浜字宅地 地内
- 条件付一般競争入札 ・ 郵送併用式指名競争入札 ・ 随意契約

1		6		
2		7		
3		8		
4		9		
5		10		
指名基準		評価項目		対象業者数
条件付一般競争入札 設定条件		<ol style="list-style-type: none"> 1.宮城県内に本店又は支店・営業所(受任機関)を有すること 2.平成25・26年度七ヶ浜町競争入札参加資格審査において、建設工事の資格中「土木工事一式」の承認を受けた者。 3.あらかじめ提出している総合評定値通知書の土木工事一式に係る総合評定値(P)が1,200点以上であること。 4.七ヶ浜町より指名停止を受けていないこと。 5.地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 6.会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者であること。 7.民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者であること。 8.七ヶ浜町暴力団等排除措置要綱(平成20年七ヶ浜町告示第63号)別表の措置要件のいずれかに該当するものでないこと。 9.過去に同種工事(土木工事一式)を請負った実績があること。 		

③ 平成25年度菖蒲田浜中田地区外排水路整備工事

- 起工課 / 建設課
- 起工番号 / 七建第13-208号
- 予算科目 /
- 最終工期 / 平成26年3月31日
- 事業場所 / 七ヶ浜町菖蒲田浜字久保他 地内
- 条件付一般競争入札 ・ 郵送併用式指名競争入札 ・ 随意契約

1		6	
2		7	
3		8	
4		9	
5		10	
指名基準		評価項目	
対象業者数			
条件付一般競争入札 設定条件	1.宮城県内に本店又は支店・営業所(受任機関)を有すること 2.平成25・26年度七ヶ浜町競争入札参加資格審査において、建設工事の資格中「土木工事一式」の承認を受けた者。 3.あらかじめ提出している総合評定値通知書の土木工事一式に係る総合評定値(P)が850点以上1,200点未満であること。 4.七ヶ浜町より指名停止を受けていないこと。 5.地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 6.会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者であること。 7.民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者であること。 8.七ヶ浜町暴力団等排除措置要綱(平成20年七ヶ浜町告示第63号)別表の措置要件のいずれかに該当するものでないこと。 9.過去に同規模の事業を請負った実績があること。		

④ 平成25年度代々崎浜立花地区外排水路整備工事

- 起 工 課 / 建設課
- 起 工 番 号 / 七建第13-209号
- 予 算 科 目 / 2.6.7.8.15
- 最 終 工 期 / 平成26年3月31日
- 事 業 場 所 / 七ヶ浜町代々崎浜字向田 地内
- 郵送併用式指名競争入札(一般競争入札中止により切り替え)

1	草刈建設(株)	368-8872	6	(株)諏訪工務店	357-6576
2	山幸建設(株)	356-5606	7	(有)三好工業	762-7866
3	(株)鈴正工務店	364-7362	8	(株)山源工務店	357-3431
4	(株)八島工務店	362-0846	9		
5	(株)大政産業	367-5472	10		
指名基準		評価項目			対象業者数
1.七ヶ浜町入札参加資格業者		①土木一式工事Bランク			204
2.不誠実な行為の有無		①指名停止期間中でない			203
3.当該工事に対する地理的条件および地元中小企業者等の受注機会確保(平成25年度中小企業者に関する国等の契約の方針による)		①本社または支店・営業所(受任機関)が塩釜地区内			9
5.無作為抽出		①指名委員会による抽出(乱数処理より4者)			4
1.当該工事についての技術的適正(工事履歴書並びに経審より) ※Cランクより追加選定		①事業主体が「土木工事一式」である			4
		②同種工事請負可能である			

⑤ 平成25年度七ヶ浜町野球場フェンス・バックネット等改修工事

- 起 工 課 / 生涯学習課
- 起 工 番 号 / 七生第13-261号
- 予 算 科 目 / 10.5.2.15
- 最 終 工 期 / 平成26年3月31日
- 事 業 場 所 / 七ヶ浜町吉田浜字野山1-2(総合スポーツセンター)地内
- 条件付一般競争入札 ・ 郵送併用式指名競争入札 ・ 随意契約

1		6		
2		7		
3		8		
4		9		
5		10		
指名基準		評価項目		対象業者数
条件付一般競争入札 設定条件		1.宮城県内に本店又は支店・営業所(受任機関)を有すること 2.平成25・26年度七ヶ浜町競争入札参加資格審査において、建設工事の資格中「とび・土工・コンクリート工事」の承認を受けた者。 3.あらかじめ提出している総合評定値通知書のとび・土工・コンクリート工事に係る総合評定値(P)が600点以上850点未満であること。 4.七ヶ浜町より指名停止を受けていないこと。 5.地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 6.会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者であること。 7.民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者であること。 8.七ヶ浜町暴力団等排除措置要綱(平成20年七ヶ浜町告示第63号)別表の措置要件のいずれかに該当するものでないこと。 9.過去に同規模の事業を請負った実績があること。		

⑦ 平成25年度七ヶ浜国際村太陽光発電設備等導入工事

- 起 工 課 / 環境生活課
- 起 工 番 号 / 七環第13-557号
- 予 算 科 目 / 4.1.10.15
- 最 終 工 期 / 平成26年3月31日
- 事 業 場 所 / 七ヶ浜町花淵浜字大山1-1(七ヶ浜国際村)
- 条件付一般競争入札 ・ 郵送併用式指名競争入札 ・ 随意契約

1		6		
2		7		
3		8		
4		9		
5		10		
指名基準		評価項目		対象業者数
条件付一般競争入札 設定条件		1.宮城県内に本店又は支店・営業所(受任機関)を有すること 2.平成25・26年度七ヶ浜町競争入札参加資格審査において、建設工事の資格中「電気工事」の承認を受けた者。 3.あらかじめ提出している総合評定値通知書の電気工事に係る総合評定値(P)が1,000点以上であること。 4.七ヶ浜町より指名停止を受けていないこと。 5.地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 6.会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者であること。 7.民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者であること。 8.七ヶ浜町暴力団等排除措置要綱(平成20年七ヶ浜町告示第63号)別表の措置要件のいずれかに該当するものでないこと。 9.過去に同種工事を請負った実績があること。		